江別市立小学校及び中学校通学区域審議会

【　資　料　】

＜報告事項＞

ア　令和８年度学校選択制・特認校制度による入学者の学校別一覧　P1
イ　令和８年度学校選択制に係る検証結果について　P2～6

＜協議事項＞

ア　令和９年度以降の学校選択制の方針案について　P7～8

＜参考資料＞

・　令和８年度児童生徒数一覧　P9～10
・　学校選択制（令和８年度入学）のご案内　P11～16
・　江別市立小学校及び中学校通学区域審議会条例　P17
・　江別市立小学校及び中学校通学区域規則　P18
・　江別市立小学校及び中学校の学校選択に関する実施要綱　P19～20
・　令和８年度学校選択制に関する検証結果報告書　別冊
・　江別市立小学校及び中学校案内　別冊

江 別 市 教 育 委 員 会

令和８年度学校選択制・特認校制度による入学者の学校別一覧

令和８年４月１日現在

学校名	当初校区内の入学者数 R8 ①	受入枠	学校選択制・特認校制度による入学者数 R8 ②	R7 (参考)	移動減 R8 ③	R7 (参考)	新１年生の入学者数 ①+②-③	学級数	②の内訳	＜参考＞令和７年度中の転入学児童生徒（全学年） 学校選択制利用者数	転入者の内訳
江別第一小学校	53	35	4	8	4	8	53	2	豊幌小1、北光小2、上江別小1		
江別第二小学校	84	15	11	10	4	11	91	3	東野幌小2、中央小6、野幌若葉小3		
豊幌小学校	17	5	0	0	1	1	16	1			
江別太小学校	84	20	0	2	1	2	83	3			
大麻小学校	39	30	6	8	0	2	45	2	大麻東小5、大麻西小1		
対雁小学校	45	35	4	12	1	1	48	2	江別第一小1、中央小1、いずみ野小2		
野幌小学校(特認	1	0	5	12	0	1	6	1	東野幌小2、大麻泉小1、野幌若葉小1、いずみ野小1		
東野幌小学校	72	30	2	2	9	5	65	2	野幌若葉小1、上江別小1		
大麻東小学校	57	10	0	1	6	8	51	2			
大麻西小学校	36	30	1	3	1	1	36	1	文京台小1		
中央小学校	63	35	2	4	7	23	58	2	江別第二小1、対雁小1	1	小５・江別第一小校区
大麻泉小学校	55	10	1	4	1	1	55	2	大麻東小1		
野幌若葉小学校	78	15	9	8	5	3	82	3	江別第二小3、東野幌小5、江別太小1		
北光小学校	5	15	0	0	2	1	3	1		2	小３・いずみ野小校区 小１・いずみ野小校区
文京台小学校	42	15	0	0	1	2	41	2			
いずみ野小学校	52	10	3	4	3	7	52	2	江別第一小3		
上江別小学校	78	25	0	1	2	2	76	2			
小　計	861	335	48	79	48	79	861	33		3	
江別第一中学校	111	35	17	11	13	10	115	4	江別第三中3、野幌中3、江陽中9、中央中2	1	中２・野幌中学校区
江別第二中学校	94	15	11	7	3	8	102	3	野幌中2、大麻東中2、中央中7		
江別第三中学校	98	35	14	8	19	18	93	3	江別第一中12、中央中2		
野幌中学校	179	25	0	6	6	6	173	5			
大麻中学校	138	30	17	11	2	0	153	5	大麻東中17		
大麻東中学校	111	25	4	1	19	17	96	3	江別第二中2、大麻中2		
江陽中学校	86	10	0	0	9	2	77	3			
中央中学校	194	35	19	25	11	8	202	6	江別第一中1、江別第二中1、江別第三中16、野幌中1		
小　計	1,011	210	82	69	82	69	1,011	32		1	
合　計	1,872	545	130	148	130	148	1,872	65		4	

※申請児童生徒数＝小学校48人（5.6%：11校）、中学校82人（8.1%：6校）
　《小・中学校合計130人（6.9%：17校）》
※新１年生の入学者数＝普通学級＋特別支援学級の合計人数
※学級数＝普通学級数

学校選択制に係るアンケート調査結果について【概要版】

１　目的

江別市立小学校及び中学校通学区域審議会において、学校選択制を定期的に見直すべく、５年毎に制度の検証を行うと答申されており、令和８年度が検証年に該当する。検証を行うにあたり、事前に学校選択制の課題や問題点を整理し、今後の方針を整理するためにアンケート調査を実施した。

２　調査期間

令和８年２月２日から２月２８日まで

３　調査方法

４に記載の対象者に依頼文を送付し、ＷＥＢにより回答

４　調査対象及び回収状況

対象	送付者数	提出者数	回収率
① 令和５～７年度に選択制により入学した児童生徒の保護者	３７２人	２１６人	５８．１％
② 令和５～７年度に選択制を利用せず入学した児童生徒の保護者 （別途抽出した江別第一小学校の保護者１００人を含む）	１，１００人	４４８人	４０．７％
③ 未就学児の保護者	５００人	２２８人	４５．６％
④ 市内小中学校（全２５校）	２５校	２５校	１００．０％

５　学校選択制（特認入学含む）の入学者数の推移

前回検証を行った令和３年度以降、６年間の選択制による入学者の割合は、小学校・中学校ともに５～８％台、全体では５～７％台を推移しています。

年度によって入学者数にばらつきがあるものの、学校選択制による入学者の割合は概ね横ばい傾向にあります。

（単位：人、％）

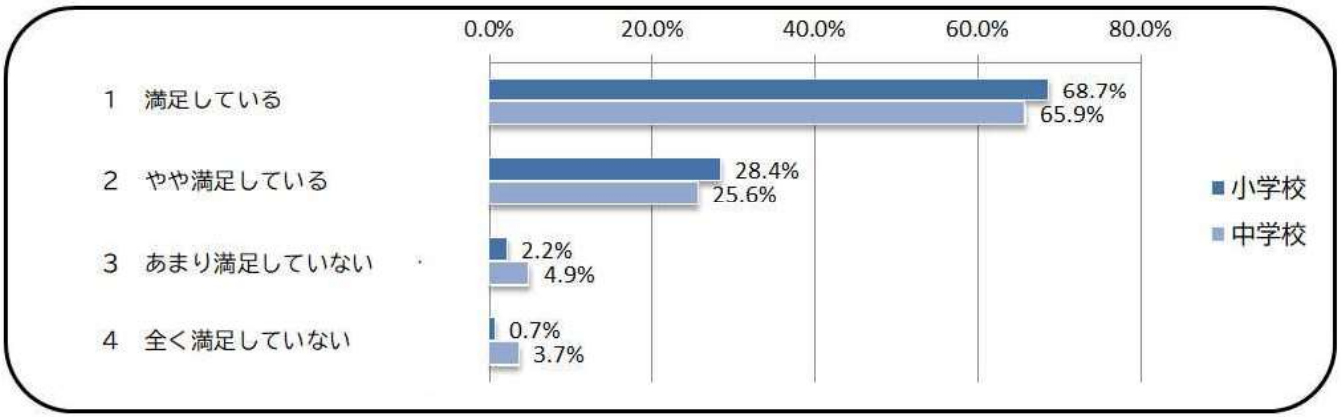
年度	小学校			中学校			計		
	入学者数	うち選択者数	割合	入学者数	うち選択者数	割合	入学者数	うち選択者数	割合
令和３年度	878	54	6.2	939	54	5.8	1,817	108	5.9
令和４年度	894	56	6.3	887	60	6.8	1,781	116	6.5
令和５年度	900	65	7.2	960	65	6.8	1,860	130	7.0
令和６年度	958	69	7.2	985	74	7.5	1,943	143	7.4
令和７年度	903	79	8.7	959	69	7.2	1,862	148	7.9
令和８年度	861	48	5.6	1,011	82	8.1	1,872	130	6.9
平均	899	62	6.9	957	67	7.0	1,856	129	6.9

６　アンケート結果（一部抜粋）

（１）学校選択制を利用した保護者の満足度（調査対象①）

学校選択制を利用した結果をどのように感じているかという設問に対し、回答者の約９５％が満足していることが分かった。

区分	人数	割合	小学校（割合）		中学校（割合）	
１　満足している	146	67.6%	92	68.7%	54	65.9%
２　やや満足している	59	27.3%	38	28.4%	21	25.6%
３　あまり満足していない	7	3.2%	3	2.2%	4	4.9%
４　全く満足していない	4	1.9%	1	0.7%	3	3.7%
合　　計	216	100.0%	134	100.0%	82	100.0%



～回答の主な理由～

１　満足している

・自宅から近い学校で、安心して通わせることができるため(通学路、通学距離)。
・小学校では不登校であったが、学校選択して中学校から通えるようになったため。
・希望する部活動に参加できたため。
・小学校時代に転居したが、通っていた小学校の友達と同じ中学校へ進学できたため。
・学習指導がとても熱心な学校であると感じるため。
・学校生活、学童保育ともに充実しているため。
・少人数の学校で、どの子にも活躍の機会があるため。

２　やや満足している

・校区の学校よりは、部活動の種類が多い学校に入学できたため。
・子どもは満足しているが、親は送迎による負担が大きいため。
・子どもが自ら選んだものの、同じ学校の友人と住む地域が異なるため。
・登下校時の見守りに少し不安があるため。

３　あまり満足していない

・近所に友達がおらず、放課後に遊べないため。
・部活動の顧問が代わったため。
・周りに知っている子がおらず転校生のような扱いで、子どもが不安そうであったため。

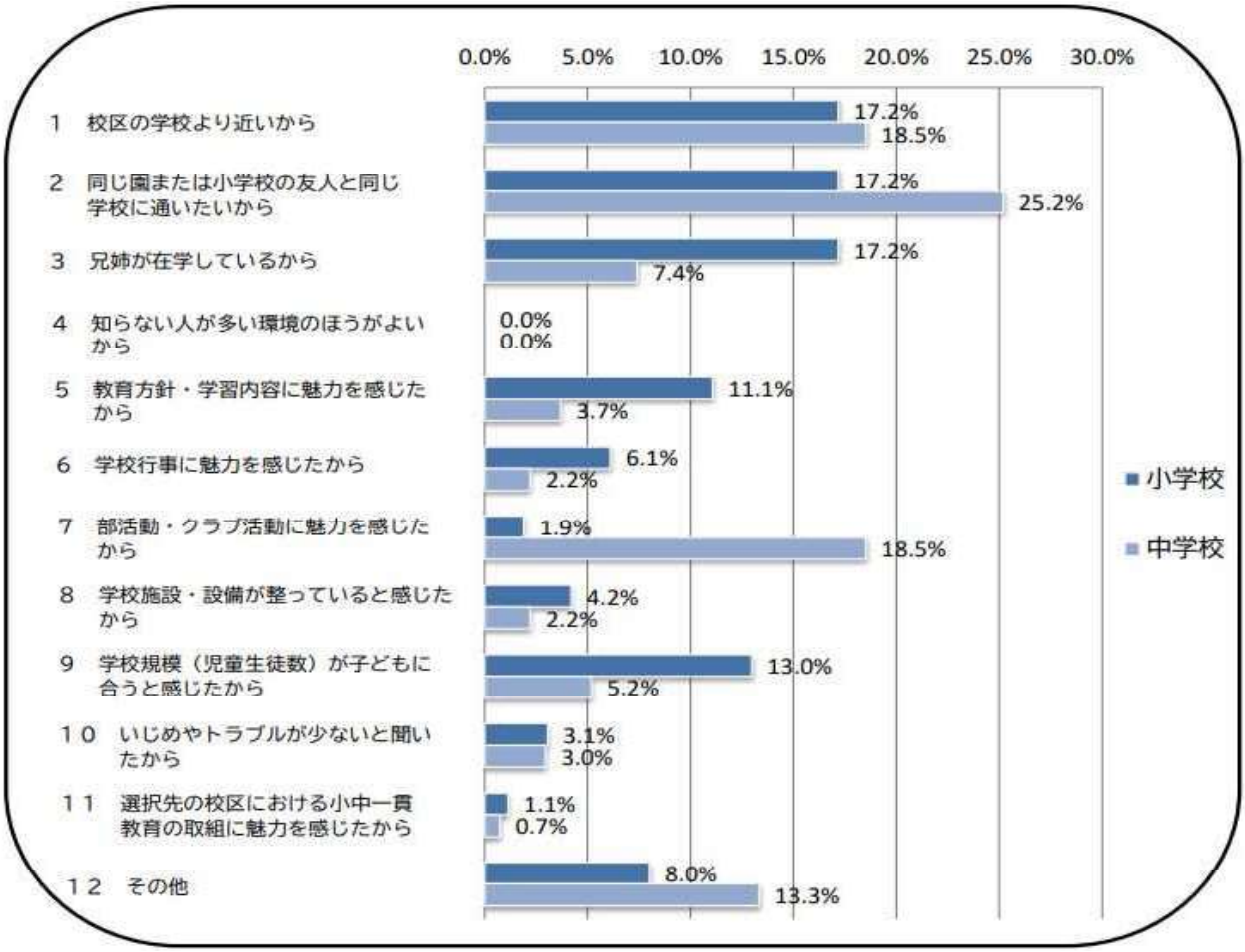
４　全く満足していない

・教員の働き方改革により、その学校特有の行事が縮小したため。
・子どもが環境の違いに馴染めず、不登校になったため（対応には満足している）。

（２）学校選択制を利用した理由（調査対象①、複数選択可）

前回（令和３年）の調査から大きな変化は見られなかったが、引き続き、学校への距離や友人・兄弟関係を理由とする割合が高く、小学生の保護者が学校規模（児童生徒数）を重視するのに対して、中学生の保護者は部活動を重視する傾向にあった。

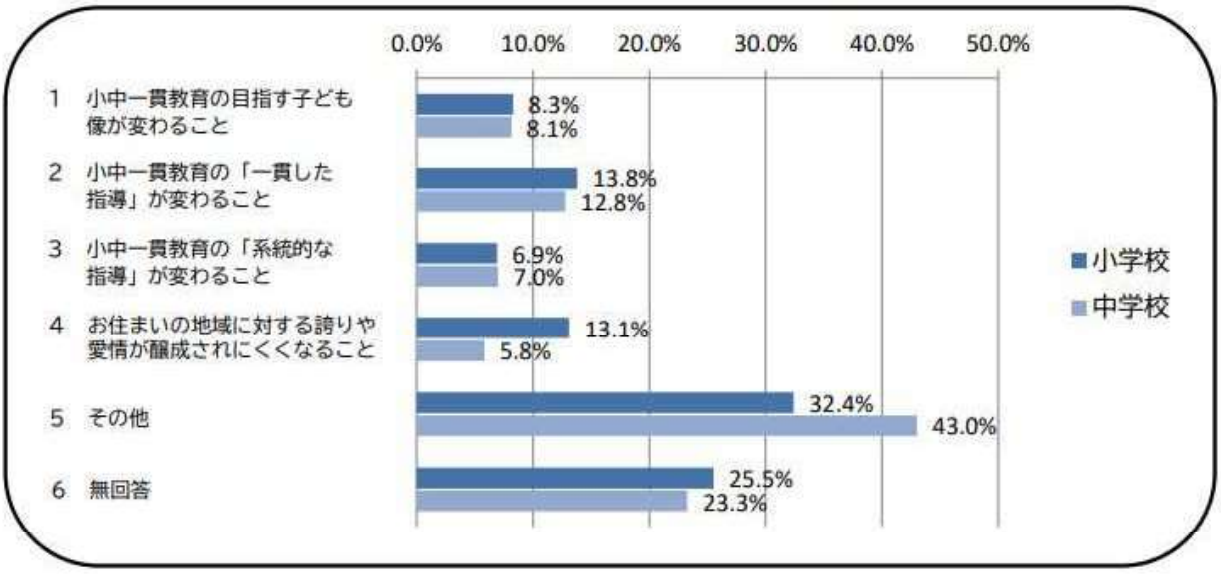
区分	人数	割合	小学校（割合）		中学校（割合）	
1　校区の学校より近いから	70	17.6%	45	17.2%	25	18.5%
2　同じ園または小学校の友人と同じ学校に通いたいから	79	19.9%	45	17.2%	34	25.2%
3　兄姉が在学しているから	55	13.9%	45	17.2%	10	7.4%
4　知らない人が多い環境のほうがよいから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5　教育方針・学習内容に魅力を感じたから	34	8.6%	29	11.1%	5	3.7%
6　学校行事に魅力を感じたから	19	4.8%	16	6.1%	3	2.2%
7　部活動・クラブ活動に魅力を感じたから	30	7.6%	5	1.9%	25	18.5%
8　学校施設・設備が整っていると感じたから	14	3.5%	11	4.2%	3	2.2%
9　学校規模（児童生徒数）が子どもに合うと感じたから	41	10.3%	34	13.0%	7	5.2%
１０　いじめやトラブルが少ないと聞いたから	12	3.0%	8	3.1%	4	3.0%
１１　選択先の校区における小中一貫教育の取組に魅力を感じたから	4	1.0%	3	1.1%	1	0.7%
１２　その他	39	9.8%	21	8.0%	18	13.3%
合　　計	397	100.0%	262	100.0%	135	100.0%



（３）学校選択制を利用した際の懸念点について（調査対象①、複数選択可）

令和５年度から全校で導入した小中一貫教育について、別の設問で「全く知らない」と回答した割合は約１４％であった。また、学校選択制を利用した際の懸念点として、「小中一貫教育の『一貫した指導』が変わること」と回答した割合が最も高かった。

区分	人数	割合	小学校（割合）		中学校（割合）	
1 小中一貫教育の目指す子ども像が変わること	19	8.2%	12	8.3%	7	8.1%
2 小中一貫教育の「一貫した指導」が変わること	31	13.4%	20	13.8%	11	12.8%
3 小中一貫教育の「系統的な指導」が変わること	16	6.9%	10	6.9%	6	7.0%
4 お住まいの地域に対する誇りや愛情が醸成されにくくなること	24	10.4%	19	13.1%	5	5.8%
5 その他	84	36.4%	47	32.4%	37	43.0%
6 無回答	57	24.7%	37	25.5%	20	23.3%
合　　計	231	100.0%	145	100.0%	86	100.0%



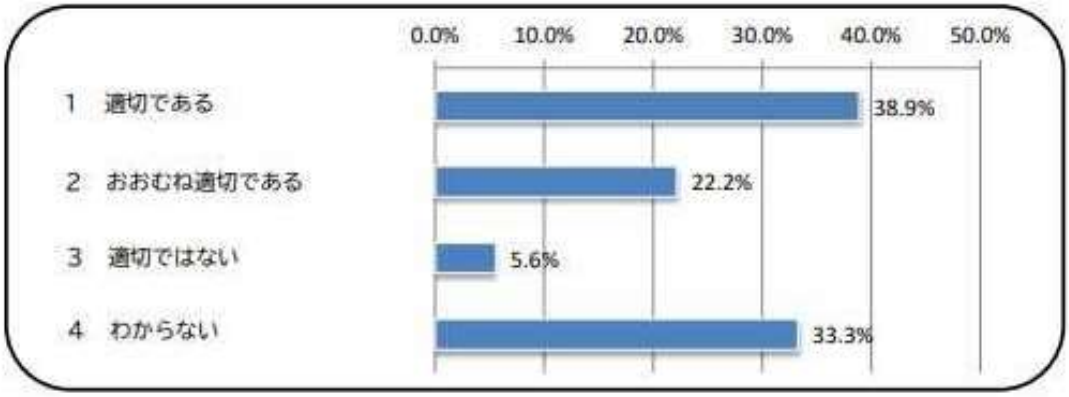
～その他（８４件）の主な内容～

・懸念点は特にない。（４８件）
・友人関係・人間関係（１５件）
・通学距離（１３件）
・その他（８件）

（４）江別市内で唯一、分散進学となっている江別第一小学校の進学先（第一中、第三中）における通学区域について（調査対象①②③）

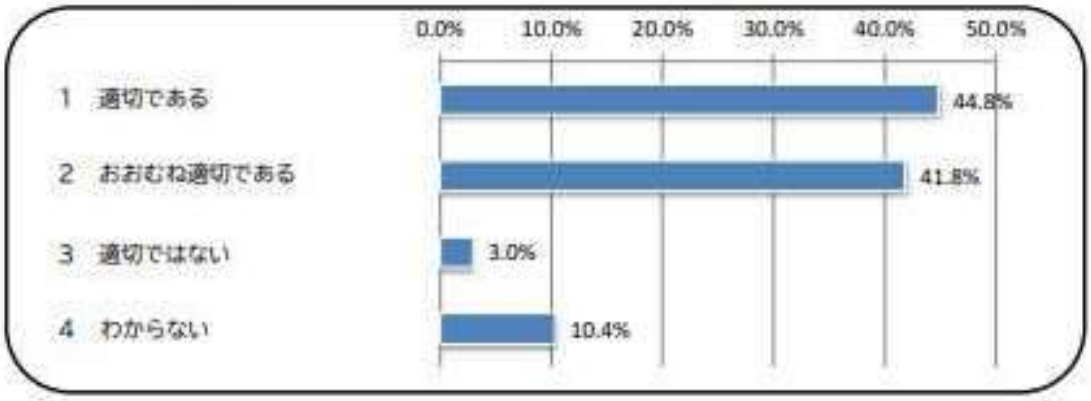
（ア）学校選択制を利用した江別第一小学校の保護者

区分	人数	割合
1　適切である	7	38.9%
2　おおむね適切である	4	22.2%
3　適切ではない	1	5.6%
4　わからない	6	33.3%
合　　計	18	100.0%



（イ）学校選択制を利用していない江別第一小学校の保護者

区分	人数	割合
1　適切である	30	44.8%
2　おおむね適切である	28	41.8%
3　適切ではない	2	3.0%
4　わからない	7	10.4%
合　　計	67	100.0%



→「わからない」という回答を除くと、いずれも９割以上が「適切である」もしくは「おおむね適切である」という回答結果であった。子どもが一人で通学できる範囲であることや、交通量の多い国道１２号を渡らずに通学できる区域であることが主な理由であった。「適切ではない」と回答した保護者の中に、分散進学を理由とする意見はなかった。

以上

令和９年度以降の学校選択制の方針案について

１　学校選択制を継続する。

学校選択制利用者の割合は、令和６年度入学 7.4%、令和７年度入学 7.9%、令和８年度入学 6.9%と直近３か年平均は 7.4%でした。

学校選択制により入学した児童生徒の保護者の 95%は、本制度を利用したことに満足しており、利用しなかった保護者の 23%も、本制度の利用を検討していたことがわかりました。

学校選択制を利用した理由として、全体では、「同じ園または小学校の友人と同じ学校に通いたいから」「校区の学校より近いから」が、中学校では、「部活動・クラブ活動に魅力を感じたから」が上位を占めており、通学時の安全面や安心して学校生活を送るために、学校選択制の需要があることがわかりました。

また、小中一貫教育と学校選択制との関係性について、学校選択制により入学した児童生徒の保護者の 86%は、小中一貫教育の内容を理解し、メリット・デメリットを十分に検討したうえで学校選択制を利用していることがわかりました。

以上を勘案し、本制度の利用者の９割以上が満足しているほか、市の重点教育施策である小中一貫教育との関係性も理解されていることから、令和９年度以降も学校選択制を継続します。

２　選択できる学校の範囲は現行の隣接校方式を継続する。

選択できる学校の範囲については、学校選択制により入学した児童生徒の保護者意見の 61%が現行の隣接校方式を支持するものでした。

学校意見も 72%が現行の隣接校方式を支持するものであり、選択範囲を拡大することによる登下校の安全性の問題や、児童生徒数の偏りが生ずることにより、教育活動に支障を来す可能性等への懸念が示されました。

以上を勘案し、保護者、学校ともに現行の制度を支持する意見が多く、選択範囲を拡大することによる懸念もあることを踏まえ、今後も現行の隣接校方式を継続します。

３　選択できる学年は、現行の「小中学校の新１年生及び市外からの転入者を対象」とする取扱いを継続する。

選択できる学年の拡大に対する賛否は、在学児童生徒の保護者、未就学児の保護者意見ともにほぼ同じ割合ですが、学校意見の 72%は現行制度を支持するものでした。

対象学年の拡大による学級編制への影響や指導の一貫性が確保されない等、学校運営への影響を考慮し、今後も選択できる対象者は「新１年生及び市外からの転入者を対象」とする現行制度の取扱いを継続します。

４　江別第一小学校の通学区域を継続する。

江別第一小学校は市内で唯一、進学先の中学校が２校(江別第一中学校・江別第三中学校)に分かれる分散進学校となっています。

分散進学対象世帯のうち、学校選択制利用者の 92%、学校選択制未利用者の 97%が現行の中学校の通学区域を支持する意見でした。(※「わからない」という意見を除く)

支持の理由としては、適切な通学距離や学校選択制の存在が多く挙げられています。

このことから、江別第一小学校の通学区域は、学校選択制が継続されている間において、現行どおりとします。

５　今後の学校選択制の検証

入学する小中学校は、学校教育法施行令第５条に基づき、住所に応じて指定していますが、江別市立小中学校においては、「江別市立小学校及び中学校の学校選択に関する実施要綱」に基づき、希望があれば指定校以外の学校に通学することを認めています。

学校選択制について、保護者からは現行制度を支持する意見がある一方で、選択範囲や選択時期の拡大を望む意見もあります。また、小中学校からは通学の安全性の問題や学級編制上の問題等が懸念されています。

以上のことから、学校選択制の在り方については、引き続き５年に１回の検証を行います。

６　その他

学校選択制を利用する児童生徒にとって、学校生活がより充実するよう、小中一貫教育や学校一斉公開等について、継続的な周知に努めていきます。

また、特に部活動の地域展開については、拠点校化や地域クラブ化が進み、在籍校以外の活動に参加できるようになることで、学校選択制を利用する・しないの判断に影響することが予想されることから、きめ細かく情報提供していきます。

以上

令和８年度 児童数一覧

（令和８年５月１日現在）

学校名	普通学級														特別支援学級								合計		教員数
	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		知的	情緒	病弱	肢体	弱視	難聴	計	クラス	クラス数	児童数	計
	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数	クラス	児童数											
江別第一小	2	47	3	77	2	68	2	65	2	60	2	69	13	386	17	14	1	1		1	34	8	21	420	33
江別第二小	3	85	3	85	3	96	3	84	3	92	4	106	19	548	14	18	1				33	6	25	581	36.5
豊幌小	1	15	1	13	1	15	1	16	1	9	1	17	6	85	3	3					6	2	8	91	11
江別太小	3	79	2	60	2	70	3	76	2	62	2	67	14	414	14	14	1	1			30	6	20	444	30
大麻小	2	44	2	41	2	54	2	42	2	45	2	40	12	266	6	6			1		13	3	15	279	20
対雁小	2	48	3	73	3	74	3	78	3	99	3	86	17	458	13	11					24	4	21	482	30.5
野幌小	1	6	1	14	1	13	1	13	1	15	1	16	6	77									6	77	8
東野幌小	2	65	3	83	2	70	3	82	3	85	3	80	16	465	12	12	2				26	5	21	491	31.5
大麻東小	2	51	2	52	2	58	2	53	2	46	2	62	12	322	13	10					23	4	16	345	28
大麻西小	1	34	1	28	2	38	1	35	2	42	2	48	9	225	3	4					7	2	11	232	16
中央小	2	55	2	61	3	81	2	68	3	71	2	68	14	404	12	7			1		20	4	18	424	29.5
大麻泉小	2	55	2	65	2	47	2	58	2	61	2	55	12	341	4	7	1				12	3	15	353	21
野幌若葉小	3	79	2	67	3	74	3	74	2	66	2	69	15	429	10	10	1	1			22	6	21	451	29
北光小	1	3		4	1	6		4	1	2		3	3	22	1	1					2	2	5	24	7
文京台小	2	39	2	40	1	33	2	52	1	25	1	34	9	223	3	5	1			1	10	4	13	233	18
いずみ野小	2	53	2	51	2	42	2	43	2	40	2	36	12	265	3	2					5	2	14	270	19
上江別小	2	70	2	56	3	77	3	83	3	101	3	85	16	472	11	16	1				28	5	21	500	31.5
計	33	828	33	870	35	916	35	926	35	921	34	941	205	5,402	139	140	9	3	2	2	295	66	271	5,697	399.5

※　囲み枠は複式学級です。

※　「教員数」のうち、短時間勤務職員（再任用職員）は0.5人で表示しています。

令和８年度 生徒数一覧

（令和８年５月１日現在）

学校名	普通学級								特別支援学級								合計		教員数
	1年		2年		3年		合計		知的	情緒	病弱	肢体	弱視	難聴	計	クラス	クラス数	生徒数	計
	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数	クラス	生徒数											
江別第一中	4	111	4	125	4	125	12	361	11	5		1	1		18	5	17	379	31
江別第二中	3	96	3	86	4	106	10	288	12	5	1				18	4	14	306	22
江別第三中	3	89	3	86	2	77	8	252	9	5	1				15	4	12	267	20
野幌中	5	169	5	148	4	125	14	442	5	7					12	2	16	454	28
大麻中	5	150	4	136	4	146	13	432	6	5	1				12	3	16	444	30.5
大麻東中	3	90	3	79	3	101	9	270	9	3		1			13	4	13	283	22
江陽中	3	73	3	83	3	104	9	260	8	2				1	11	3	12	271	23
中央中	6	195	5	173	5	171	16	539	8	9		1			18	4	20	557	37.5
計	32	973	30	916	29	955	91	2,844	68	41	3	3	1	1	117	29	120	2,961	214

※　「教員数」のち、短時間勤務職員（再任用職員）は0.5人で表示しています。

学校選択制（令和８年度入学）のご案内

江別市教育委員会

江別市では、市立小学校及び中学校の新１年生を対象に「学校選択制」を実施しております。「学校選択制」は、通学区域の指定校以外の学校に入学を希望する場合、お子さんと保護者の希望により入学できる制度です。指定校以外に入学を希望する方は、学校選択の手続きが必要です。

現在は、学校ごとに通学区域を定め、住所によって入学する学校（指定校）を指定しています。学校選択制を利用せず、**指定校へ入学する場合は、手続きの必要はありません。**

【小中一貫教育について】

江別市では、小中一貫教育の取組を進めています。小中一貫教育では、中学校区で「中学校卒業時点の目指す子ども像」を共有し、学校・地域・家庭が協力しながら義務教育９年間を通じて子ども達を育てます。

義務教育９年間を同じ中学校区で過ごすことで、学習意欲の向上や中１ギャップの緩和、社会性やリーダーシップの育成などの効果が期待されますので、小中一貫教育の趣旨やメリットについて、十分にご理解いただいたうえで、学校選択をご検討くださいますようお願いいたします。

※小中一貫教育の詳細につきましては、下記URLまたはQRコードからご覧ください。

https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/105304.html

１　対象となる児童生徒

令和８年度に江別市立小学校・中学校に入学する新1年生

２　選択できる学校

①　学校の範囲

別紙「令和８年度選択できる学校の範囲」の中から1校を希望することができます。

②　受入れ人数

別紙「学校選択制に係る各学校の受入れ人数」のとおり。

通学区域内入学予定者数と教室数さらに年度途中の転校生などを勘案して、各学校の施設規模に応じて、余裕のある範囲内で希望者の受入れを実施します。

３　申請の手続きについて

①　申請書類

学校選択希望申請書（第２号様式）

②　申請方法

郵送または直接持参

＜申請先＞江別市教育委員会学校教育支援室学校教育課

③　申請期間

令和７年１０月６日（月）～１１月７日（金）（必着）

※原則、期間外に申請を受け付けることはできませんので、ご注意ください。

④　その他

- 希望申請書を提出後に変更（取下げ）する場合は、ご連絡願います。届出用紙（学校選択希望申請変更届）を送付いたします。
  【変更届締切日】令和７年１１月１７日（月）
- 野幌小学校への入学手続きについては、「７　野幌小学校（特認校）の入学について」および別紙「小規模特認校制度について」をご覧ください。
- 江別第一小学校は江別第一中学校と江別第三中学校へ分散進学となりますので、以下の場合については、必ず期間内に学校選択制の申請をしてください。
  ア．江別第一中学校区にお住まいの方で江別第三中学校へ進学したい場合
  イ．江別第三中学校区にお住まいの方で江別第一中学校へ進学したい場合

４　決定方法

①　希望者が受入れ人数の範囲内の場合
希望どおり入学することができます。

②　希望者が受入れ人数を超えた場合

- 原則として、公開抽選で入学者を決定します。
- 野幌小学校以外の抽選日は、令和７年１１月２８日（金）を予定しています。
- 抽選により優先順位を決定し、上位から順に入学者を決定します。
- 入学者に欠員が生じた場合は、次の順位の希望者を繰り上げますが、最終的に抽選に漏れた場合は、原則通学区域の指定校に入学することとなります。
- 抽選日に会場に来られない場合は、最下順位となります。

※野幌小学校については、「７　野幌小学校（特認校）の入学について」を参照。

５　学校内見学及び学校一斉公開について

学校内見学を希望される方は、ご希望の学校に直接電話等で問い合わせし、日程を調整したうえで学校内を見学してください。また、市教育委員会では、地域に開かれた学校づくりを目指し、「学校一斉公開日」を設けています。日程については下記のとおりです。

実施日時：令和７年１０月１６日（木）９時～１５時まで

※学校一斉公開の詳細につきましては、下記URLまたはQRコードからご覧ください。

https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/66501.html

６　学校選択する際の留意点

申請にあたっては、以下の点に留意願います。

①　**入学決定後は、学校を変更することが出来ません。**
ただし、在学中に「相当と認められる理由」がある場合は、区域外通学の申し立てをすることが出来ます。

②　**原則として徒歩通学です。**
徒歩による通学が原則ですので通学距離を考慮し、児童生徒が卒業まで、無理なく、安全に通学できるか（特に冬季）を勘案した上で申請してください。なお、通学方法の変更や集団下校等については、各学校の決まりがありますので、学校とご相談ください。

＜相当と認められる理由＞

- 今まで通っていた学校の通学区域外（市内）に転居し、従前校への通学を希望するとき。
- １年以内に転居予定のため、あらかじめ転居先の通学区域の学校へ通学を希望するとき。
- 心身の故障等の身体的理由により、指定校への就学が困難なとき。
- 放課後の保育の関係で、預け先（学童保育、祖父母宅等）の通学区域の学校へ通学を希望するとき。（小学生のみ）
- 指定校への就学が児童生徒に対し、精神的に著しく負担となることが、客観的に予測されるとき。
- その他教育委員会が特に認めた場合。

７　野幌小学校（特認校）の入学について

野幌小学校は、市内全域から希望することが出来ます。希望される方は、９月４日（木）午後２時、午後６時から同校で学校説明会が開催されますので、ご参加ください（２回とも同じ内容です）。参加される場合は、事前に学校へご連絡ください。学校説明会では、特認校入学に必要な申請書類を配布します。「学校選択希望申請書」の提出は必要ありませんが、特認校の学校指定変更願、特認入学希望調書、通学状況届を**９月１９日（金）までに野幌小学校へ郵送または持参のうえ、ご提出ください（※市外在住者は、上記のほか転入に関する誓約書の提出が必要となります）**。

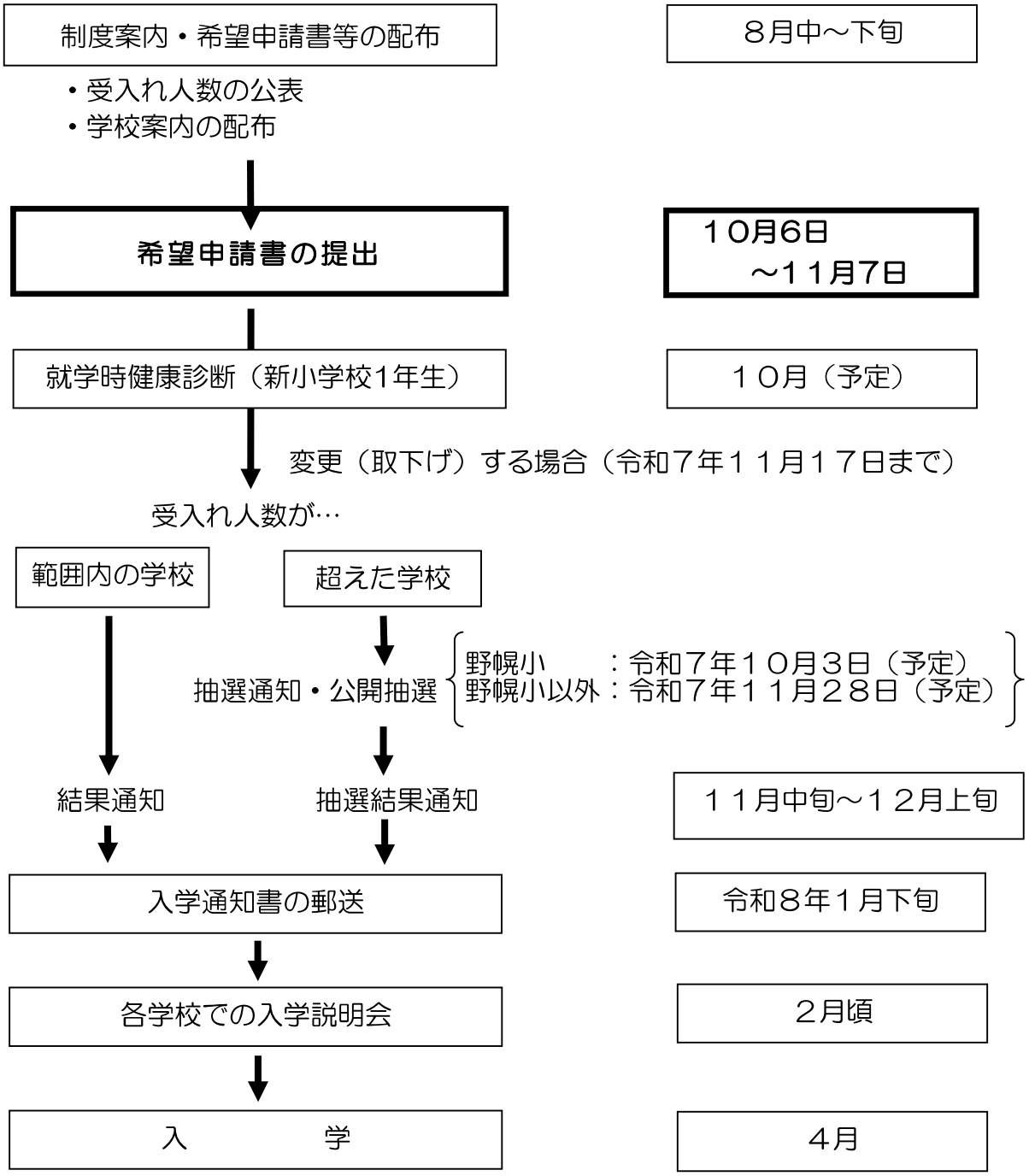
定員１６名を超える希望があった場合には、１０月３日（金）に公開抽選を実施予定です。ただし、校区内にお住まいの方、在校生と兄弟姉妹関係にある方（翌年度も当該在校生が在籍する場合に限る。）は抽選の対象とはなりません。なお、抽選により内定された方と、在校生と兄弟姉妹関係にある方は、学校長との面談を実施した後に、入学が決定されます。

詳しくは、別紙「小規模特認校制度について」、または野幌小学校（電話382−2151）まで。

【提出先及び問合せ先】
〒067-0074　江別市高砂町24番地の6
江別市教育委員会学校教育支援室学校教育課
電話３８１－１０５８

【江別市HP　小中学校の学校選択制】
https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/kyouiku/2967.html

学校選択（令和８年度入学）する場合のスケジュール



令和８年度　選択できる学校の範囲

【小　学　校】

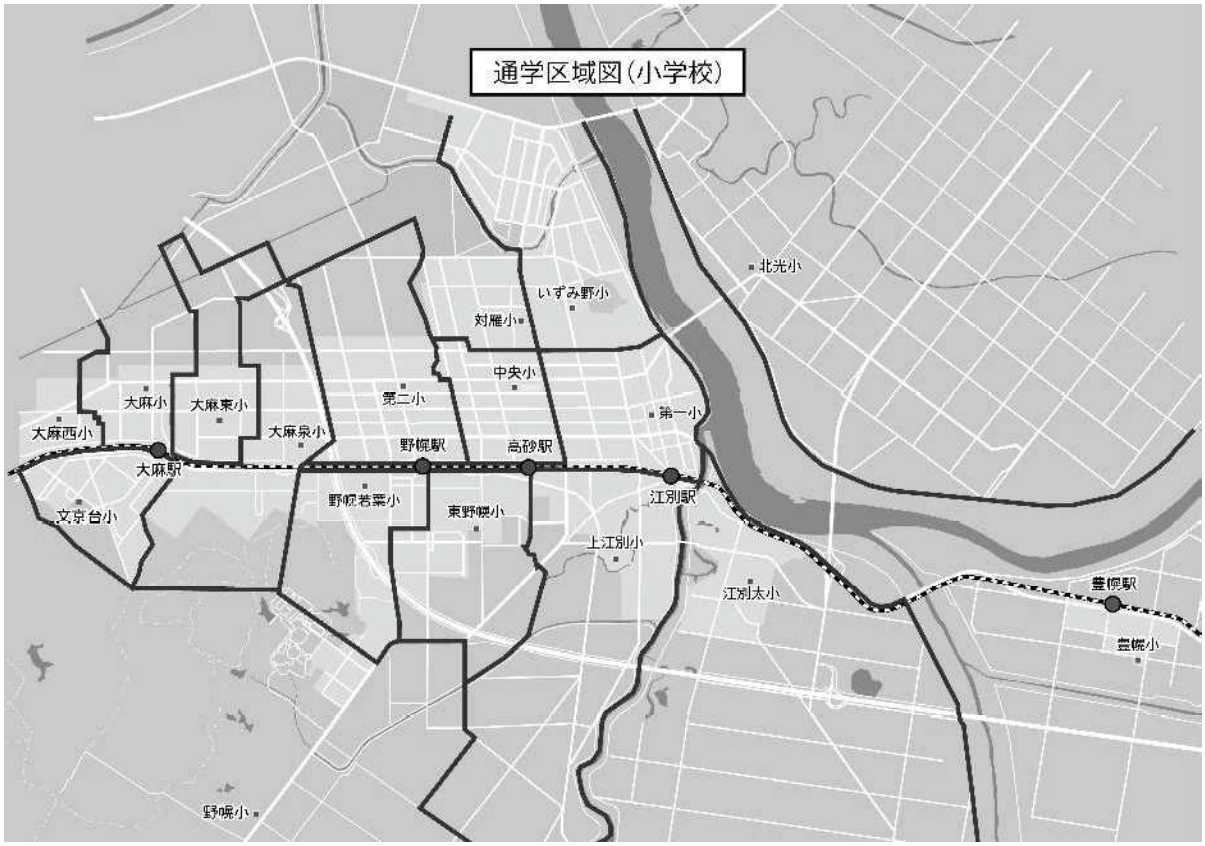
通学区域の学校（指定校）		選　択　で　き　る　学　校					
1	江別第一小学校	江別太小	対雁小	中央小	北光小	いずみ野小	上江別小
2	江別第二小学校	対雁小	東野幌小	中央小	大麻泉小	野幌若葉小	
3	豊幌小学校	江別第一小	江別太小				
4	江別太小学校	江別第一小	豊幌小	上江別小	北光小		
5	大麻小学校	大麻東小	大麻西小	文京台小			
6	対雁小学校	江別第一小	江別第二小	大麻東小	中央小	大麻泉小	いずみ野小
7	野幌小学校　【特認校】	東野幌小	野幌若葉小	上江別小			
8	東野幌小学校	江別第二小	中央小	野幌若葉小	上江別小		
9	大麻東小学校	大麻小	対雁小	大麻泉小			
10	大麻西小学校	大麻小	文京台小				
11	中央小学校	江別第一小	江別第二小	対雁小	東野幌小	いずみ野小	上江別小
12	大麻泉小学校	江別第二小	対雁小	大麻東小	野幌若葉小		
13	野幌若葉小学校	江別第二小	東野幌小	大麻泉小			
14	北光小学校	江別第一小	いずみ野小	江別太小			
15	文京台小学校	大麻小	大麻西小				
16	いずみ野小学校	江別第一小	対雁小	中央小	北光小		
17	上江別小学校	江別第一小	江別太小	東野幌小	中央小		

【中　学　校】

通学区域の学校（指定校）		選　択　で　き　る　学　校					
1	江別第一中学校	江別第三中	野幌中	江陽中	中央中		
2	江別第二中学校	野幌中	大麻東中	中央中			
3	江別第三中学校	江別第一中	江陽中	中央中			
4	野幌中学校	江別第一中	江別第二中	中央中			
5	大麻中学校	江別第二中	大麻東中				
6	大麻東中学校	江別第二中	大麻中	中央中			
7	江陽中学校	江別第一中	江別第三中				
8	中央中学校	江別第一中	江別第二中	江別第三中	野幌中	大麻東中	

（注）・　選択できる学校の中から１校を希望することができます。
・　野幌小学校（特認校）は、市内全域から入学が希望できます。

小 中 学 校 通 学 区 域 図


通学区域図(小学校)
北光小
いずみ野小
対雁小
中央小
第二小
第一小
大麻小
大麻東小
大麻西小
大麻泉小
野幌駅
高砂駅
大麻駅
江別駅
文京台小
野幌若葉小
東野幌小
上江別小
江別太小
豊幌駅
豊幌小
野幌小


通学区域図(中学校)
中央中
大麻東中
第三中
大麻中
第二中
野幌駅
高砂駅
江別駅
大麻駅
第一中
江陽中
豊幌駅
野幌中

○江別市立小学校及び中学校通学区域審議会条例

昭和48年12月17日条例第32号

（目的）

第１条　この条例は、江別市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の通学区域の適正を図るため、江別市立小学校及び中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第２条　審議会は江別市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、小中学校に就学する児童、生徒の通学区域の設定及び変更に関する事項を調査、審議し、教育委員会に答申するものとする。

（組織）

第３条　審議会は、委員15名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　父母と先生の会の会員

（３）　小中学校の教職員

（４）　公募による者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　審議会に委員長及び副委員長各１名を置き委員のなかから互選する。

２　委員長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

４　委員長、副委員長ともに事故あるときはあらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議の招集）

第６条　会議は必要に応じ委員長が招集する。

（定足数）

第７条　審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（表決）

第８条　審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（庶務）

第９条　審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（その他の事項）

第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

○江別市立小学校及び中学校通学区域規則

昭和58年７月27日教育委員会規則第14号

（趣旨）

第１条　この規則は、江別市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の通学区域及び学校の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第２条　江別市立小学校の通学区域は別表第１、江別市立中学校の通学区域は別表第２に定めるとおりとする。

（学校の指定）

第３条　児童生徒等の就学すべき学校の指定は、前条に定める通学区域に基づき行う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（１）　教育上特別な取扱いを要すると認められる場合又は児童生徒等の保護者（以下「保護者」という。）からの申立てに相当と認められる理由がある場合

（２）　江別市教育委員会が別に定める隣接する学校の中から保護者がその希望により児童生徒等が就学すべき学校を選択する場合

（区域外通学申立及び学校選択希望申請）

第４条　前条第１号の規定による保護者の申立ては、区域外通学申立書（第１号様式）により行う。

２　前条第２号の規定による保護者の選択は、学校選択希望申請書（第２号様式）により行う。

（委任）

第５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

（別表省略）

江別市立小学校及び中学校の学校選択に関する実施要綱

平成16年６月24日教育長決裁
令和２年４月１日　改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、通学区域の弾力的運用を図る中で、江別市立小学校及び中学校通学区域規則（昭和58年教育委員会規則第14号。以下「通学区域規則」という。）第３条第２号に規定する保護者がその希望により児童生徒等の就学すべき江別市立小学校又は中学校（以下「学校」という。）を選択する場合（以下「学校選択」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　指定通学区域　通学区域規則別表第１及び別表第２に規定する通学区域をいう。

（２）　通学指定校　指定通学区域の学校をいう。

（３）　入学予定者　市内に居住し、翌学年の初めから学校に入学を予定する者をいう。

（４）　転入学予定者　市外から学校に転入学を予定する者をいう。

（５）　就学指定　就学する学校として指定することをいう。

（通学区域の基本）

第３条　入学予定者が通学区域規則第３条ただし書によらない場合は、全て通学指定校に入学するものとする。

（対象）

第４条　次に掲げる者の保護者は通学区域規則第３条第２号に該当する場合において、この要綱の定めるところにより、入学させる学校を選択することができる。

（１）　入学予定者

（２）　転入学予定者

（選択できる学校の範囲）

第５条　保護者が選択できる学校は、通学指定校に隣接する学校とする。ただし、徒歩等により通学指定校の通学区域から直接通学することができる隣接する学校が１校のみの場合は、教育委員会は保護者等の意見を聴取し、近接する学校の中から１校を追加することができるものとする。

２　教育委員会は、前項の規定にかかわらず、学級編制その他学校運営に支障があると認めたときは、当該学校を選択できる学校から除外するものとする。

（入学予定者の受入れ人数）

第６条　教育委員会は、学校ごとに指定通学区域外からの入学予定者の受入れ人数を決定し、当該入学予定者の保護者に周知するものとする。

２　前項に規定する受入れ人数は、学校長と協議の上決定するものとする。

３　学校長は、前項の協議をするに当たって、地域の状況や学校経営方針等を踏まえるとともに、教職員等の意見を聴取するものとする。

（入学予定者の学校選択希望申請等）

第７条　入学予定者の保護者のうち、通学指定校以外の学校を希望するものは、教育委員会が別に定める期間（以下「希望申請期間」という。）内に、通学区域規則第４条第２項に規定する学校選択希望申請書（以下「希望申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

２　通学区域規則第３条第１号に該当する児童生徒等の申立は、学校選択に優先するものとする。

３　通学指定校以外の学校を希望し入学した児童又は生徒は、卒業時までその学校に就学すべきものとする。ただし、通学区域規則第３条第１号に該当する児童又は生徒は、この限りでない。

（入学予定者の希望申請の変更又は取下げ）

第８条　希望申請をした入学予定者の保護者は、それを変更し、又は取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に学校選択希望申請変更届（別記様式）を教育委員会に提出するものとする。

（入学予定者の就学指定）

第９条　教育委員会は、入学予定者の保護者により学校選択がなされた場合には、原則として当該選択された学校を就学指定するものとする。

（抽選）
第10条　教育委員会は、前条の規定にかかわらず入学予定者の受入れ人数を超える希望申請（変更申請がされた場合を含む。）があった学校については、公開による抽選により決定することができる。
２　教育委員会は、抽選を実施する場合は、抽選対象者の保護者にその旨を通知しなければならない。
３　同一の学校に入学を希望している同学年の２人以上の兄弟姉妹が抽選対象者となった場合は、１組として抽選を行うものとする。
（希望申請期間終了後の転入者等）
第11条　希望申請をした入学予定者の保護者が希望申請期間終了後に指定通学区域外へ転居又は転出した場合は、当該希望申請を撤回したものとみなす。
２　希望申請期間終了後に転入又は転居した入学予定者の保護者は、第７条の規定にかかわらず、翌学年の前日までの期間において、学校選択の希望申請をすることができる。この場合において、選択できる学校は、抽選を実施した学校を除いた受入れ可能な学校とする。
（転入学予定者に係る学校選択）
第12条　教育委員会は、第５条の規定の例により、学級編制その他学校運営への影響等を総合的に勘案して、転入学予定者の保護者が選択できる学校を決定することができる。
２　転入学予定者の保護者のうち、通学指定校以外の学校を希望するものは、通学指定校に転入学する前日までに、希望申請書を教育委員会に提出するものとする。
３　希望申請をした転入学予定者の保護者は、それを変更し、又は取り下げる場合は、通学指定校に転入学する前日までに、学校選択希望申請変更届を教育委員会に提出するものとする。
４　第７条第２項及び第３項並びに第９条の規定は、転入学予定者に係る学校選択にについて準用する。
（学校選択で入学した者の中学校選択の特例）
第13条　学校選択により通学指定校以外の小学校に就学した者は、当該小学校の指定通学区域に対応する中学校を希望し選択することができる。
２　前項の規定による選択は、他の学校選択に優先して決定するものとする。
（検証）
第14条　学校選択の実施に際しては、毎年学校選択の実施状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。
（委任）
第15条　この要綱に定めるもののほか、学校選択の実施について必要な事項は、教育長が別に定める。